

**174-衆-外務委員会-4号 平成22年03月12日**

**○笠井委員** 日本共産党の笠井亮です。

今回の在外公館法の一部改正案については賛成であります。その上で、在外公館の役割について質問をしておきたいと思います。

国外に住む日本人の子供たちを対象に日本人学校があります。そして、これは現地の日本人会などが協力をして設置して、そして現地の学校運営委員会、その他がその運営に当たっている。この学校運営委員会には、当該国の在外公館の領事も加わっております。

昨年七月一日の当委員会において、私は、ハノイの日本人学校におけるパワハラ問題について質問いたしました。その後、文科省、現地の学校運営委員会等が対応されたようでありますが、まだ問題がきちんと解決されていないという関係者の訴えが私のところに届いております。さらに、この質問をきっかけに、ほかの国にある日本人学校の関係者からも、同様な問題が起きているという声が寄せられております。

そこで伺います。

在外公館の役割は、政治経済の分野において日本を代表してさまざまな交渉を行うほかに、派遣国の邦人の保護等にあると私は承知しております、まだその他幾つかありますが。この立場から、日本人学校で現実に起こっている問題など、邦人が直面する諸問題の解決のために、関係省庁と協力をして必要な役割を発揮するのは在外公館の当然の重要な機能の一つだと考えますが、この点はいかがでしょうか。

**◆武正副大臣** 笠井委員にお答えいたします。

在留邦人の直面する問題、直接的な邦人支援に限らず多種多様でございまして、問題に応じて、関係省庁とも協力しつつ支援に努めております。

今、御紹介ありました日本人学校、子女が就学している公館に占める割合、百七十三公館中七十四カ所、それぞれ、大変現地の日本人が協力して、日本人の子供たちの教育に献身的に当たっておられる。でも、なかなか大変な御苦労があるということも伺っております。

そうした点についても文科省との協力、あるいは運転免許についての警察庁との協力、在外選挙については総務省との協力ということで、関係省庁との連携をしっかりとやっていくということで努めております。

**○笠井委員** 前政権のときにも、当時の中曽根外務大臣がきちっとやれるようにできる限りの支援を行っていきたいということでありましたが、新政権のもとでも、こうした問題を含めて、在留邦人の具体的な問題解決のために、これからも誠心誠意、努力をしていただきたいと思います。

もう一つ、在外公館の役割といいますと、やはり日本を代表して外交交渉を行う、その点では、日本の基本的な施策とのかかわりが大きいわけですが、一カ月半後に迫った二〇一〇年NPT再検討会議について若干質問しておきたいと思います。

今、全国各地で、この会議に向けて、「人類の生存と子どもたちの未来のために核兵器のない世界を」というアピールへの署名が取り組まれております。既に三月十日現在で、首長、副首長、前首長七百六十人、議会の正副議長、前議長四百七十四人を含む、四百八十万四千七百二十五筆の署名が寄せられて、三月二十八日、東京港からニューヨーク国連本部に船便で送られるということでもあります。

この署名が世界にも広がって、各国の姉妹都市からも、首長を初め多くの署名が寄せられているというふうに聞いております。

この署名のアピールには、こうあります。

二十一世紀のいまも、二万六千発の核兵器が世界の平和と安全を脅かしています。ヒロシマ・ナガサキの悲劇が示すように、核兵器の使用は一瞬にして無数の命を奪い、世代を超えて人びとを苦し

め、文明を破壊します。被爆者は「人類と核兵器は共存できない」と警告し続けています。核兵器による新たな犠牲をつくりだしてはなりません。人類の生存と子どもたちの未来のために、人々の連帯した行動によって、核兵器のない世界を実現しましょう

まさに、この呼びかけが広範な人々に共感を呼んでいるということだと思います。

そこで、大臣、まさに核兵器というのは、道義に反する、非道徳的なものであり、二十一世紀の世界においては、文明国ならば使用できない非人道的兵器だと思います。だからこそ、核兵器は、いろいろなやり方ということで議論はありますが、廃絶しかないということだと思いますが、なぜ核兵器は廃絶なのか、この原点の問題についての大臣の認識、そして、核兵器のない世界に向けてのさまざまなNGOのイニシアチブについてどう評価されているか、この二点を伺いたいんですが。

**◆岡田国務大臣** 私は、核兵器というのは人類にとって大量破壊兵器の最たるものでありますから、非人道的であって、そして扱いを間違えれば人類全体が絶滅の危機に瀕するような、そういうものであるというふうに考えます。したがって、核なき世界、核兵器のない世界を目指していくということは、これは非常に重要なことだというふうに思っております。

ただ、現実には核兵器が存在する中でどういうふうにしてその道筋をかいいていくかということは極めて重要なことでありまして、そのバランスといいますか、将来の目指すべき大きな目標としての核なき世界、しかし、現実には幾つかの国が核兵器を持って、そして核の脅威もある中で、核による抑止ということも含めて、そういったものに依存しながら、大きな目標である核兵器なき世界をどう目指していくか。その微妙なるバランスというところに常に悩みながら、私も日々、核兵器のない世界を目指しているところであります。

**○笠井委員** NGOの、大きな意味での核兵器のない世界を目指す取り組みについての評価はいかがですか。

**◆岡田国務大臣** その方向性が正しいということは言うまでもないと思います。ただ、それをどのようにして実現していくかということにいろいろな議論があるということだと思います。

**○笠井委員** 今、紹介した署名は、NPT再検討会議に向けて二つ求めています、一つは、核保有国には二〇〇〇年五月の核兵器廃絶の明確な約束を実行するという、もう一つは、核保有国を初めすべての国の政府が速やかに核兵器禁止・廃絶条約の交渉を開始して、締結することに合意することだと。

そのところは議論があると言われたわけですが、私は、オバマ大統領の去年のプラハ演説がある中で、やはり二〇〇〇年の再検討会議が、せっかく明確な約束ということを含めて十三項目の実践的措置で合意したのに、二〇〇五年のときには、私も行きましたが、アメリカの妨害によって具体的な成果が得られなかった。今度こそ、二〇〇〇年の合意を再確認して、すべての核保有国が核兵器廃絶への現実的プロセスに参加をして、第一歩を踏み出すということが大事だと思います。

政府も、その会議に向けて新しい提案などの準備を進めていると承知しているんですが、大臣、そこで伺いたいんですが、一月二十九日の外交演説の中で、「核兵器のない世界を実現するための第一歩となる具体的な手段」ということで、その一つとして、核兵器保有の目的を核兵器使用の抑止のみに限定することといった考え方に注目しているということをおっしゃいました。そして、オーストラリアや米国など関係国とも議論を深めていくと言われました。二月二十一日には、日豪の外相共同ステートメントでも同様のことを述べられていると思うんです。

大臣が注目されているという、核保有の目的を核兵器使用の抑止のみに限定するという考え方というのは、例の核不拡散・核軍縮に関する国際委員会の報告書ということで、その中にある、いろいろありますが、「特に米国はその核態勢見直しにおいて、少なくとも、核兵器保有の「唯一の目的」は、自国又はその同盟国に対し他国が核兵器を使用することを抑止することである、という原則を受け入れるべき。」という、この部分に注目されているということでもよろしいんですか。

◆**岡田国務大臣** 委員御指摘のとおりでございます。

それをいかに広げていくかということについて、核保有国の中の特定の国がこういった考え方をとったとしても、それは余り意味がないわけでありまして、やる以上は、それは実効性を持たなければいけない。そういったことのためにどうやってこの考え方を広げていくかということ、非常に重要だと私は考えておりまして、豪州のスミス外相とは共同宣言のような形で発出をさせていただきましたし、ドイツのウェスターウェレ外相と日本で議論した際にも、こういった問題についてかなり議論を深めさせていただいたところでございます。

○**笠井委員** そうしますと、米国など核保有国に対して、核兵器保有の唯一の目的として限定するというふうに言いながら、自国またはその同盟国に対して他国が核兵器を使用することを抑止することだけなら、核兵器を持っていいということになります。そういうお墨つきを与えることが、どうしてこの核兵器のない世界を実現するための第一歩になるのか。ここは私も理解できないんですが、どういうふうに説明をされますか。

◆**岡田国務大臣** ですから、核なき世界をどういうステップを踏んでやっていくかということだと思います。

大きく言って二つあると思うんですが、一つは、核を持っている国が核軍縮を進めていくということですね。これは米ロの間でまさしく今話し合いの最終的な段階まで来ているというふうに思いますが、そういったことで保有国同士がやっていく話の一つ。もう一つは、やはり核の役割を限定していくということが重要なんです。

今、委員御指摘の話のその一つ手前にある話として、核を持っていない国には核を使用してはいかぬということにする、消極的安全保障。私は、これは大体多くの国の中で共有されている考え方ではないかと思いますが、そのことをいかにしっかりと確認するかということは非常に重要なことだと思うんです。

次のステップが、核保有国の間で使うとしても、その目的は核兵器の使用に対する抑止に限定するというので、核の目的というものをそれだけ、限定するということであります。

そういう形にして、やがて核というものは、その先にあるのは恐らく先制不使用、そして将来的に核そのものを使えなくする、こういうステップを踏んでいく話ではないかと思えます。

○**笠井委員** 次のステップという形で、今限定するお話をされたんですが、私は、第一歩どころか、さっき大臣が言われた、残虐な兵器だ、だから、人類と共存できないこうした非人道兵器である核兵器を、わざわざ限定つきなら持っていていいと言うのは、今、核兵器をなくそう、そして持つのをやめようというNPT再検討会議に向けての世界の流れがある中で、その方向と逆じゃないかというふうに思うんです。おおよそ少なくとも、被爆国がそういうことを言っちゃいけない。しかも、このことによって、特定の国だけ核保有を認めて、その現状を固定化することになります。

世界で唯一の被爆国であって、核兵器廃絶の先頭に立つべき日本の政府がこういう議論に注目して主張するというのは、私はいけないんじゃないかと思うんですが、大臣、いかがですか。

◆**岡田国務大臣** いろいろな議論があっていると思いますが、唯一目的、核兵器の目的を今言ったことに限定するという考え方については、私の理解するところ、多くのNGOも、ぜひその方向で進める、進めるべきだというふうに主張しているところが多いというふうに思えます。

○**笠井委員** NGOには違う意見がたくさんあるということでありまして、大体、限定つきといえますけれども、核抑止というのは、いざとなれば核兵器を使うというおどしによってみずからの安全を守ろうという考えですから、核使用が前提になって初めて成り立つ議論であります。使えなければ抑止力にならないわけでありまして。

そういう点でいうと、いかなる形であっても、核抑止力論、核の傘論こそ、核兵器のない世界に向

けての一番の障害になってくる。国際社会、特に被爆国日本がこの考えから抜け出すべきだ。核密約の徹底解明とあわせてこの問題も大いに議論したいと思いますが、まさに被爆国としては、核兵器廃絶そのものを主題とした国際交渉ということで前面に掲げて、その中で効果的な措置、部分措置を本当に具体化していくということこそやるべきことだということを申し上げて、質問を終わりたいと思います。